

職首発 0129 第 2 号
開若発 0129 第 1 号
平成 30 年 1 月 29 日

都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官
厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)

未内定就活生及び未就職卒業生への支援について

日頃より若年者雇用対策に御尽力いただき、感謝申し上げます。

未内定就活生及び未就職卒業生への支援については、「未内定就活生及び未就職卒業生への支援に係る今後の対応について」（平成 28 年 12 月 26 日付け職派若発 1226 第 1 号）により、取り組んで頂いているところです。

平成 30 年 3 月卒業予定者の就職内定状況を見ると、新規高等学校卒業予定者（以下「高卒者等」という。）の平成 29 年 11 月末時点のハローワーク求人に係る就職内定率は 88.1%（前年同期比 1.1 ポイント改善）、新規大学卒業予定者（以下「大卒者等」という。）の平成 29 年 12 月 1 日現在の就職内定率は 86.0%（前年同期比 1.0 ポイント改善）となっており、いずれも堅調に推移しているところですが、現在も就職活動を続ける高卒者等及び大卒者等が一定程度見られるところであり、これらの者が就職をあきらめて労働市場から撤退してしまう、または、安易にキャリアアップが困難と見込まれる働き方を選択することができないよう、未内定就活生等を学校等との連携の下で把握の上、就職をあきらめさせないための支援を引き続き推進していく必要があります。

また、卒業以降も就職機会が得られなかった者についても、あきらめずに就職活動を続けられるよう継続して支援を行っていく必要があります。

このため、引き続き、就職を希望する高卒者等及び大卒者等が卒業までに 1 人でも多く就職できるよう、また、卒業後も 1 日でも早く就職が実現できるよう、未内定就活生及び未就職卒業生に対する支援について、きめ細かな取組を継続して実施していただきますようお願いします。

その際には、新規学卒者職業紹介業務取扱要領に基づき未内定・未就職支援の実施に取り組んで頂くよう、引き続き適切な対応をお願いします。

また、特に高卒者等については、未就職のまま卒業した場合、不安定な働き方の選

択や、フリーター等になることにつながる可能性が高いものと考えられるため、今後は、以下の（1）から（5）のとおり、公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、高校等との連携により、未内定者のうち卒業までに就職が見込めないと考えられる生徒（以下「要支援対象者」という。）の早期把握に努め、学校等による支援に加えて安定所における支援も行うことにより、未内定段階から未就職卒業までの支援を切れ目なく行うこととします。

- (1) 高卒者等の就職活動が概ね終了するタイミングを捕らえ、安定所は管内各高校等への訪問を行い、各高校等の進路指導担当とのヒアリング等を通じて要支援対象者を把握すること。
- (2) 要支援対象者の把握に際しては、これまでの相談状況、応募状況等を高校等から聴取すること。また、聴取の際は、安定所の支援内容を既存リーフレット等により対象者に説明し、支援内容に係る対象者の理解を深め、円滑な情報把握に努めること。
- (3) (1)により把握した要支援対象者に対しては、在学中にあっては、高校等の進路指導支援に加え、原則として安定所でも求職登録を行い、高校等の進路指導と協同して、職業相談、適性検査、未充足求人の紹介等、安定所の支援も行うこと。なお、協同して支援を行うにあたっては、複数応募等、要支援対象者の応募に係る負担等にも十分考慮すること。なお、学校との連携により採否結果の共有に努めること。
- (4) 上記取組にもかかわらず、卒業時点においても未内定である者に対しては、未就職卒業者が応募可能な高卒者等対象求人や一般求人を活用して職業紹介を行うほか、求職条件の緩和指導、個別求人開拓等個々の状況に応じた支援を行うこと。
- (5) これらの要支援対象者の把握状況、求職登録状況については、別紙様式にて毎年6月末までの実績を毎年7月20日までに職業安定局首席職業指導官室あて、報告すること。

本内かんにより、平成28年12月26日付け職派若発1226第1号「未内定就活生及び未就職卒業生への支援に係る今後の対応について」は廃止します。

【担当】

「(1)～(5)について」

厚生労働省職業安定局首席職業指導官室
若年者就職援助係 大坪（内線5281）

「その他について」

厚生労働省人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

若年者就職援助係 重野、眞壁、高橋（内線5337）